



青森県基本計画
「選ばれる青森」への挑戦
支え合い、共に生きる

青森県無電柱化推進計画 (改訂版)

2022年1月
(令和4年1月)

青森県

はじめに

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっている。

特に、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化も求められているところである。

このような状況から令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が進められている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による観光への影響は大きいですが、訪日外国人を初めとした観光需要が再び増加することを見据え、観光地等において良好な景観を形成していく必要がある。

このような現状に鑑み、無電柱化を強力に進めるため議員立法により「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下、「無電柱化法」という。）」が定められた。

当県においては、無電柱化法第8条により、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県（市町村）の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画策定を都道府県（市町村）の努力義務として規定していることから、国・県・市町村道の事業を一体とした「青森県無電柱化推進計画」を策定し、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



災害時の電柱倒壊に伴う通行不能状況



電柱による歩行者・自転車の通行支障状況

※国土交通省 HP より引用

写真左 (http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/photo/chi_04.html)

写真右 (http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/photo/chi_05.html)

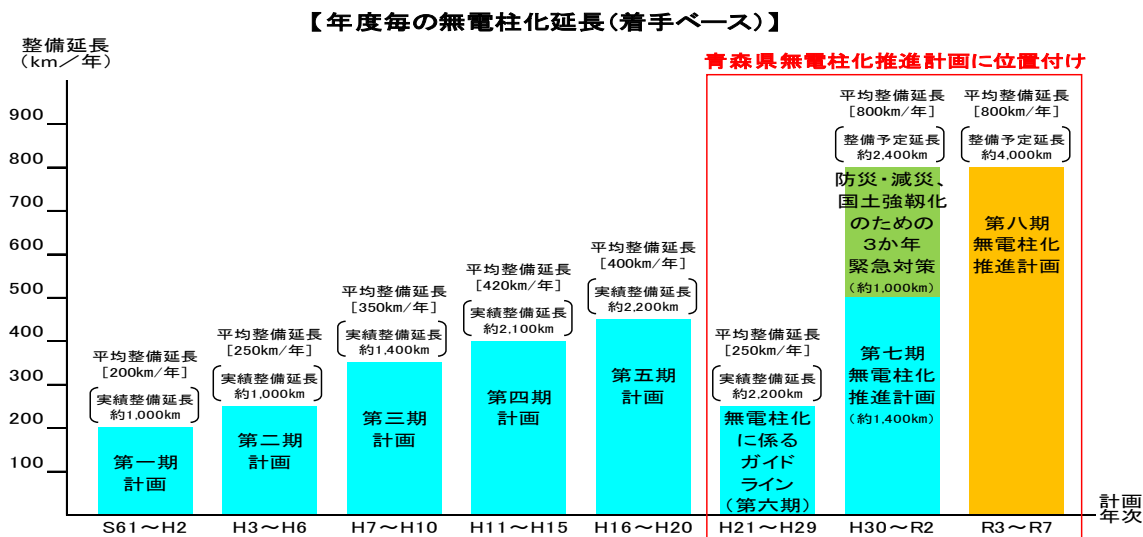
目 次

- － 1． 無電柱化の推進に関する基本的な方針 …… 1
- － 2． 無電柱化推進計画の期間 …… 2
- － 3． 無電柱化の推進に関する目標 …… 3
- － 4． 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 …… 4
- － 5． 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項 …… 8

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 本計画の位置づけ

本計画は、国の策定する無電柱化推進計画を推進するべく、無電柱化法第8条により規定された「都道府県（市町村含む）無電柱化推進計画」であり、下図に示す国の無電柱化推進計画を対象とし、本県の無電柱化に関する基本方針などを定めている。



2) 青森県における無電柱化の現状

青森県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、令和3年現在、道路延長で約28km（整備延長においては約56km）の無電柱化（各電線管理者単独地中化を除く）に取り組んでいる。これは青森県にある道路の約0.15%に相当する。

一方、青森県内には一般国道4号を始めとする緊急輸送道路が2,760kmあるものの、そのうち無電柱化された道路延長は、これまで無電柱化路線として計画されなかったこともあり、18km（整備延長においては約35km）に留まっている。また、毎年3,500万人の観光客が訪れる本県において、電柱・電線が景観を損ねており、無電柱化を求める声が高まっている。

3) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力的に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により青森県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

4) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として取り組みを進める。なお、国、県、及び各市町村が管理する道路については、各々の当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動円滑化基本構想に位置づけられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等の安全かつ円滑な交通確保のために必要な道路の無電柱化を図る。

③ 景観形成・観光振興

世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、ジオパークその他著名な観光地、さらに、青森県有数の観光イベントである「ねぶた」や「ねぷた」、ユネスコ無形文化遺産である三社大祭等のお祭りにおける良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

5) 適切な役割分担による無電柱化の推進

国、県、市町村及び電線管理者は、前述3)に掲げるような無電柱化が必要な道路において、無電柱化法に明記されたそれぞれの責務に基づき、適切な役割分担（費用負担含む）により無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

本計画が策定された令和元年度から、国の無電柱化推進計画（第6～7期無電柱化推進計画及び、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、並びに第8期無電柱化推進計画）に基づく事業を着実に実施するため、令和13年度（2031年度）までとする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

下記、事業箇所一覧に記載された無電柱化事業について、令和13年度までの10年間で約50kmの整備を目標とする。

青森県無電柱化推進計画に位置づけられた事業箇所一覧

事業期間が空欄の箇所については、現時点で未着手もしくは調整中の工区となっており、今後の改定に伴い随時更新とする。

第6期無電柱化推進計画(平成26年～平成29年)

道路管理者	道路種別	路線名	始点住所	終点住所	道路延長 [km]	整備延長 [km]	事業期間
県	主要地方道	弘前岳ヶ沢線	弘前市土手町22-1	弘前市下白銀町12-3	0.300	0.590	H23 ~ R5
第6期無電柱化推進計画(平成26年～平成29年)					小計	0.300	0.590

第7期無電柱化推進計画(平成30年～令和2年)

道路管理者	道路種別	路線名	始点住所	終点住所	道路延長 [km]	整備延長 [km]	事業期間
国	直轄国道	国道104号	八戸市売市四丁目102-33	八戸市売市一丁目2-16	1.080	2.160	R1 ~
弘前市	街路(市道)	都市計画道路3-4-6号 山道樋の口町線	弘前市山道町20番地5	弘前市大字北川端町26番地2	0.220	0.440	R1 ~ R2
県	街路(一般)	都市計画道路3-5-1号 沼館三日町線	八戸市内丸一丁目41-2	八戸市大字三日町13-5	0.700	1.400	R1 ~
八戸市	市道	市道番町線	八戸市大字番町10-2	八戸市大字窪町11-4	0.210	0.210	H30 ~ R7
第7期無電柱化推進計画(平成30年～令和2年)					小計	2.210	4.210

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年～令和2年)

道路管理者	道路種別	路線名	始点住所	終点住所	道路延長 [km]	整備延長 [km]	事業期間
国	直轄国道	国道45号	八戸市城下四丁目	八戸市城下三丁目	0.820	0.820	R1 ~
八戸市	市道	停車場上線ほか1路線	八戸市大字廿三日町21-3	八戸市大字堤町9-3	0.250	0.500	H30 ~ R5
県	主要地方道	八戸大野線	八戸市大字三日町1-3	八戸市大字大工町11-1	0.354	0.708	R1 ~ R6
県	街路(主要)	八戸市大字田面木字赤坂1番2	八戸市大字田面木字赤坂1番2	八戸市大字尻内町字鴨田4番12	1.340	2.680	R1 ~
県	主要地方道	青森浪岡線	青森市荒川(荒川青森停車場線との交差点)	青森市荒川松尾(スカイブリッジ手前)	0.900	1.800	R2 ~ R12
県	主要地方道	大野浪岡線	黒石市山形町(弘前田舎館黒石線)	黒石市相野(市道交差点)	2.500	5.000	R2 ~ R13
県	補助国道	国道340号	八戸市新荒町	八戸市荒町	0.300	0.600	R2 ~ R7
県	補助国道	国道338号	むつ市中央交差点(下北停車場線)	むつ市金谷2丁目18	1.000	2.000	R2 ~ R13
県	補助国道	国道338号	むつ市金谷2丁目18	むつ市松山町(むつ恐山公園線)	1.000	2.000	R1 ~ R13
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年～令和2年)					小計	8.464	16.108

第8期無電柱化推進計画(令和3～7年)

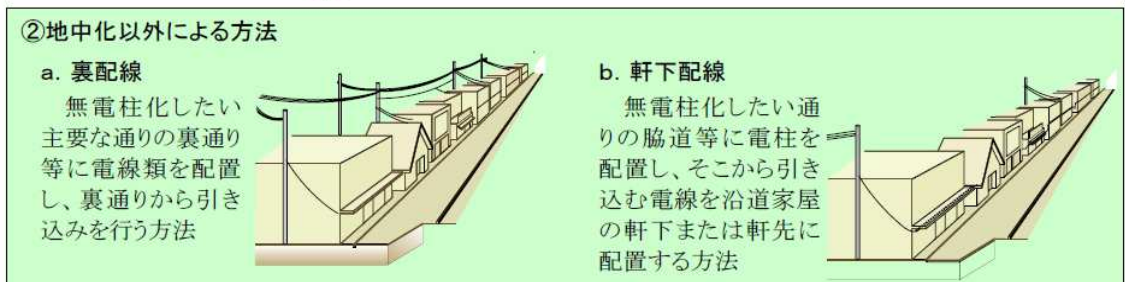
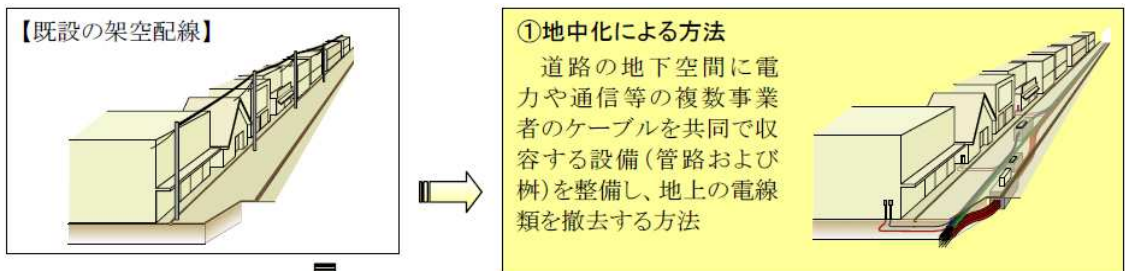
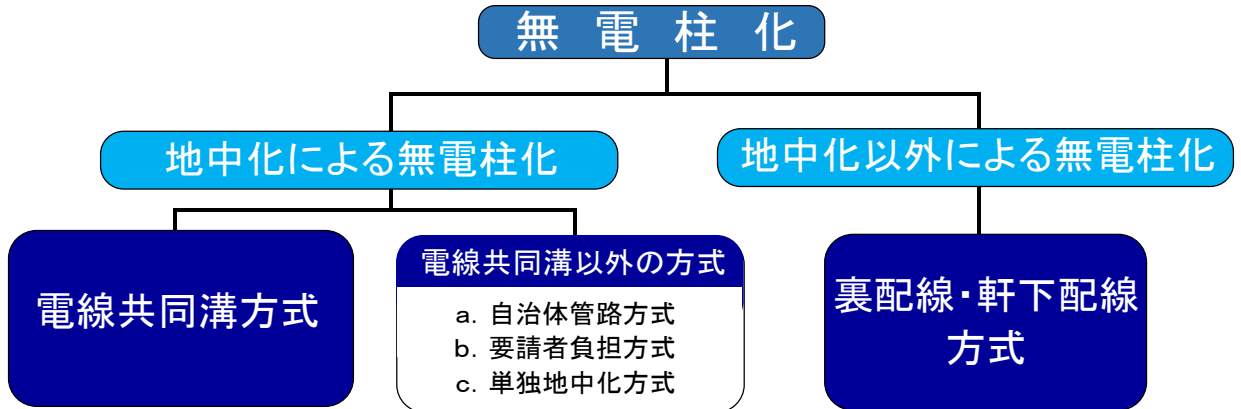
道路管理者	道路種別	路線名	始点住所	終点住所	道路延長 [km]	整備延長 [km]	事業期間
国	直轄国道	国道4号	青森市岡造道2丁目9	青森市造道2丁目1	0.300	0.300	~
国	直轄国道	国道7号	青森市東大野2丁目	青森市大字浜田豊田	0.680	0.680	~
国	直轄国道	国道7号	青森市大字大野前田	青森市大字荒川藤戸	0.140	0.140	~
国	直轄国道	国道7号	青森市大字浜田豊田	青森市大字八ツ役矢作	1.000	1.200	~
国	直轄国道	国道7号	青森市第二間屋町	青森市第二間屋町2丁目	0.400	0.400	~
国	直轄国道	国道4号	青森市けやき1丁目3	青森市はまなす2丁目1	0.450	0.610	~
国	直轄国道	国道7号	弘前市大字堅田神田	弘前市大字百田宮崎	2.070	2.070	~
国	直轄国道	国道7号	弘前市大字高田5丁目	弘前市大字末広1丁目2	1.640	2.570	~
国	直轄国道	国道7号	弘前市大字神田4丁目	弘前市大字津賀野浅田	0.910	0.910	~
国	直轄国道	国道45号	八戸市柏崎1丁目	八戸市柏崎1丁目	0.230	0.400	~
国	直轄国道	国道45号	八戸市柏崎1丁目	八戸市城下4丁目	0.510	1.020	~
国	直轄国道	国道45号	八戸市城下3丁目	八戸市城下3丁目	0.310	0.310	~
国	直轄国道	国道45号	八戸市石堂2丁目	八戸市長苗代2丁目	1.000	2.000	~
国	直轄国道	国道104号	八戸市長苗代2丁目	八戸市大字長苗代内舟渡	0.700	1.400	~
国	直轄国道	国道104号	八戸市大字田面木上田面木	八戸市大字田面木中村	0.700	1.400	~
県	補助国道	国道338号	むつ市旭町	むつ市中央	0.320	0.640	R4 ~ R10
県	補助国道	国道338号	むつ市宇田町	むつ市大湊浜町	2.670	5.340	R4 ~ R7
県	補助国道	国道338号	むつ市桜木町	むつ市桜木町	0.400	0.800	R4 ~ R7
県	補助国道	国道101号	五所川原市字本町2-2	五所川原市字寺町10-3	0.480	0.960	~
県	街路(一般)	鶴ヶ坂千刈線 (都市計画道路3-4-2号西津新堀線(新線))	青森市大字新城字平岡174-10	青森市大字新城字平岡261-7	0.570	1.140	~
県	街路(一般)	鶴ヶ坂千刈線 (都市計画道路3-4-2号西津新堀線(旧線))	青森市石江江渡49-1	青森市石江江渡54-4	0.220	0.440	~
県	街路(一般)	鶴ヶ坂千刈線 (都市計画道路3-4-2号西津新堀線(新線))	青森市大字新城字平岡261-7	青森市大字石江江渡49-1	0.630	1.260	~
県	主要地方道	本八戸停車場線	八戸市内丸一丁目14-24	八戸市内丸一丁目14-122	0.160	0.320	~
県	一般県道	砂売市線 (県道計画道路3-4-11号八戸大湊山線)	八戸市根城1丁目1-8	八戸市根城4丁目1-29	0.320	0.640	R4 ~ R11
県	一般県道	下北停車場線	むつ市中央	むつ市中央	0.720	1.440	R4 ~ R13
八戸市	市道	中央停車場線	八戸市十三日町15	八戸市馬場町4	0.230	0.460	~
八戸市	市道	岩泉町線	八戸市長横町9	八戸市朔日町43-1	0.290	0.580	~
黒石市	市道	前町野添線	黒石市大字中町33	黒石市大字中町25-1	0.100	0.200	R4 ~ R7
黒石市	市道	前町野添線	黒石市大字前町16-1	黒石市大字前町1-3	0.240	0.480	~
黒石市	市道	京町横町線	黒石市大字前町1-3	黒石市大字横町1-6	0.210	0.420	~
東通村	村道	石待砂子又線	東通村大字砂子又字桑原山1-105	東通村大字砂子又字高山1-1	2.040	4.080	~
第8期無電柱化推進計画(令和3～7年)					小計	20.640	34.610

国交省無電柱化計画 名称				道路延長 [km]	整備延長 [km]
第6期無電柱化推進計画(平成26年～平成29年)				0.300	0.590
第7期無電柱化推進計画(平成30年～令和2年)				2.210	4.210
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年～令和2年)				8.464	16.108
第8期無電柱化推進計画(令和3～7年)				20.640	34.610
合計				31.614	55.518

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

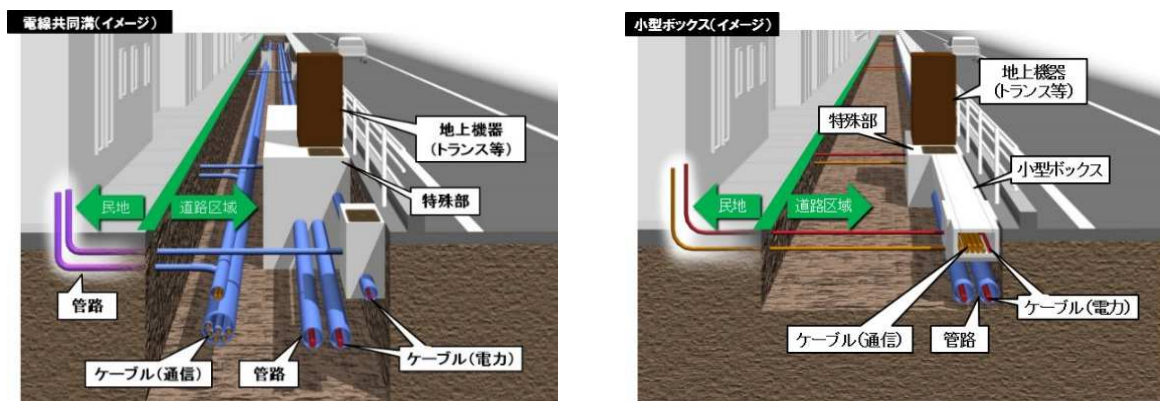


	a. 裏配線	b. 軒下配線
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 整備コストが安価 道路の掘り返しや規制が少ない 工事期間の短縮が図れる 	<ul style="list-style-type: none"> 整備コストが安価 道路の掘り返しや規制が少ない 工事期間の短縮が図れる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 裏通りを中心に電線・電柱が残る 民地内等に建柱や架空配線が必要 (地元住民の合意が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 裏通りを中心に電線・電柱が一部残る 家屋建替え時に配管・配線が必要 (地元住民の合意が必要)

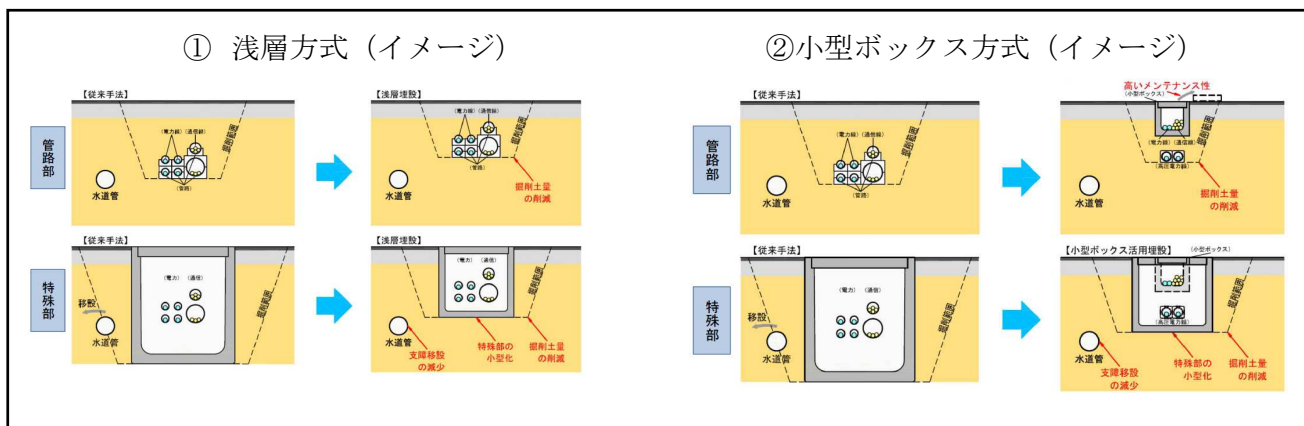
※無電柱化における合意形成手法の手引き(案)より引用 (国土交通省 道路局 平成19年3月)

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の活用等の新技術について、国又は他県等の動向を踏まえ検討を行う。



※国土交通省 東北地方整備局 HP より引用
<http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/denchu/htdocs/overview/technique.html>
<http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/denchu/htdocs/effort/index.html>



※道路の無電柱化 低コスト手法導入の手引き(案)-Ver.2-より引用 (国土交通省 道路局 環境安全・防災課 平成31年3月)

② 自治体管路方式

地方自治体が管路設備の費用を負担し管理する方式。構造的には電線共同溝と同様だが、道路占用物という位置づけであり、道路管理者が規定する土被りを確保する必要がある。また、電線管理者から負担金を徴収せず、ケーブル入線に要する費用は電線管理者が負担するものであり、他県の動向を踏まえ必要に応じて検討を行う。

③ 要請者負担方式

無電柱化の優先度が低いとされる地域において無電柱化を実施する場合の事業手法であり、地中化に要する費用を全額要請者が負担(管理は箇所毎に様々)するものであり、他県の動向を踏まえ必要に応じて検討を行う。

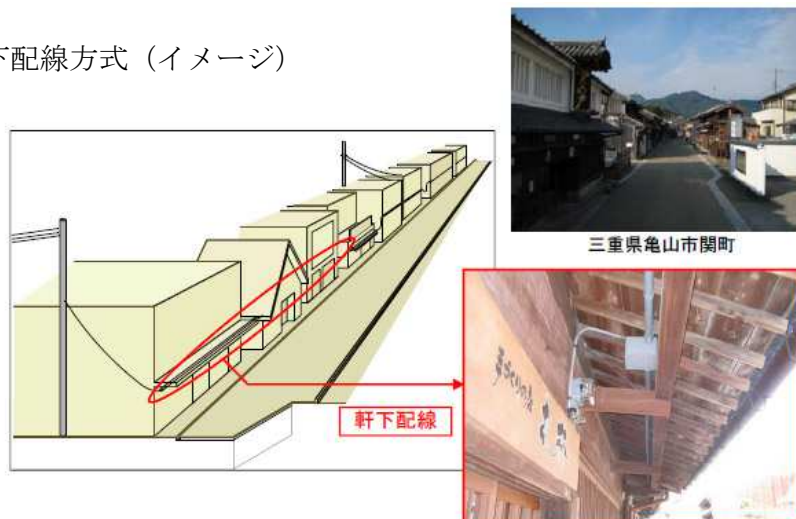
④ 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、整備の条件等が整わず電線共同溝の整備が行えない道路については、単独地中化による無電柱化について、電線管理者と協議を行う。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。また、費用負担については、観光振興無電柱化事業を活用するなど道路管理者及び電線管理者で協議を行う。

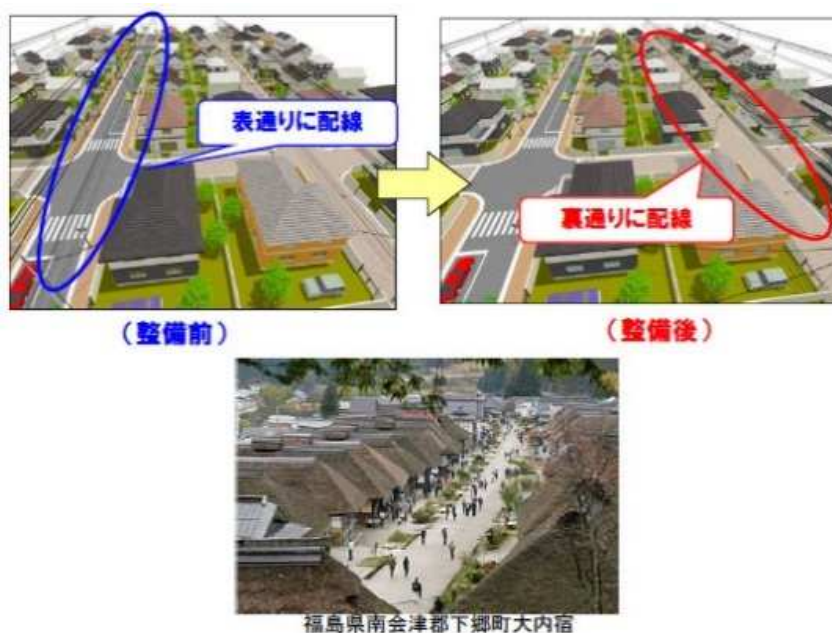
⑤ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

・ 軒下配線方式（イメージ）



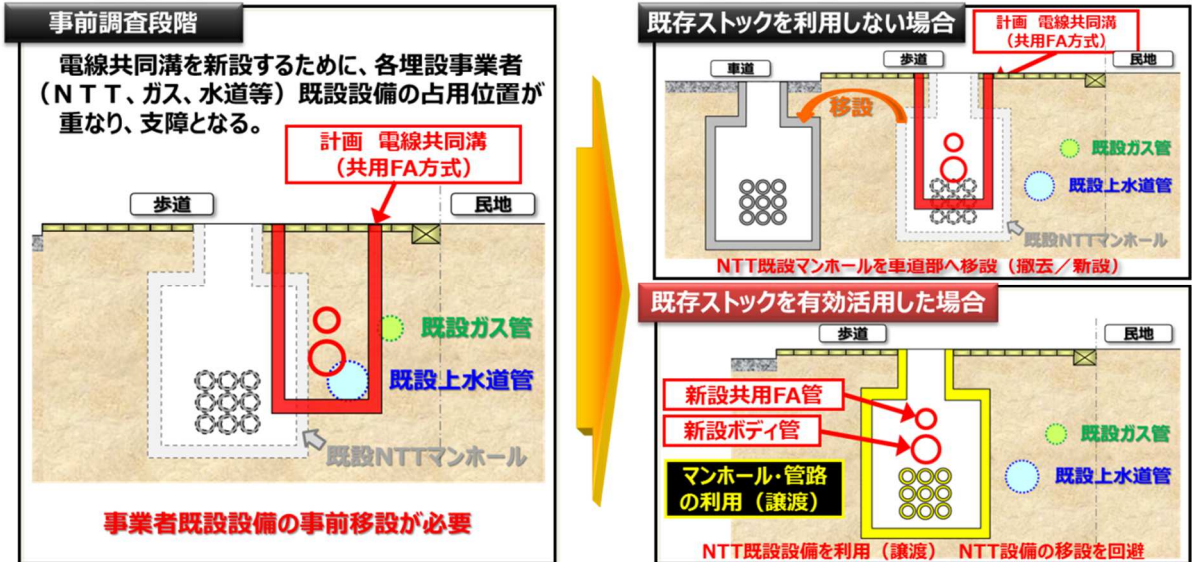
・ 裏配線方式（イメージ）



※国土交通省 東北地方整備局 HP より引用
(<http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/denchu/htdocs/overview/technique.html>)

⑥ 既存ストックの有効活用

既存の地中管路について、管路所有者と協議のうえ合意が得られる管路においては、電線共同溝等の一部として活用するべく積極的に採用する。



2) 占用制度の運用

道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している新設電柱の占用を制限する措置について、県では平成30年4月に第一次緊急輸送道路に占用制限を設けたことから、今後は県または市町村の管理する第二次緊急輸送道路においても制限の拡大を図るべく検討を行っていく。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について国の動向を踏まえ、区域を指定する場合は、青森県無電柱化調整会議を活用するなど、有識者等の意見を聴取したうえで検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置する電線等について、占用料の減額措置を実施していない市町村に対し普及拡大を図る。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる青森県無電柱化調整会議を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

国、県及び市町村の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減するとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に整備するよう努める。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

同様に、ガスや水道の更新時等他の地下埋設物の工事の際に合わせて無電柱化を行うことも効率的であることから、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用について道路管理者と電線管理者で十分調整し、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、広報等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国、県及び市町村で連携をとり、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、青森県の取組について各事業者との共有を図る。

○青森県無電柱化推進計画（改訂版）

2020年2月（令和2年2月） 当初計画 策定

2022年1月（令和4年1月） 第1回改訂



青森県無電柱化推進計画（改訂版）

2022年1月（令和4年1月）

青森県 県土整備部 道路課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL : 017-734-9656（直通）

FAX : 017-734-8189